平成２４年（フ）第８１号
札幌市手稲区稲穂４条４丁目16番１号
債務者　野口　晴生
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番17―310号
債務者　原　　英樹
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１３号
札幌市手稲区稲穂２条２丁目11番８号　セピア稲穂Ａ―102号
債務者　柴田加奈子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６０号
札幌市中央区南24条西14丁目１番５号　サウスプレステージＡ201号
債務者　北村　幸智
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８３号
札幌市西区発寒３条３丁目６番31号　アカシヤ荘３号
債務者　清藤ヒサ子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９７号
札幌市西区八軒５条西４丁目１番20―611号
債務者　西村　将輝
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０７号
札幌市東区北14条東１丁目２番24号　141コーポ603号
債務者　柳本　美明
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０８号
北海道石狩市新港南１丁目19番地28
債務者　高橋　弘光
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２０号
札幌市白石区菊水元町９条２丁目11番13号
債務者　小澤　智子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７３号
札幌市西区発寒６条13丁目３番31号
債務者　濱本美智也
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８４号
札幌市白石区栄通16丁目７番18号　コートサンライズ101号
債務者　須藤かほり
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３２号
北海道江別市野幌東町13番地の１　東の湯アパート１号室
債務者　北山　　昭
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４１号
札幌市西区発寒２条３丁目４番１号　サンコート発寒103号
債務者　松井　　久
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４６号
札幌市豊平区中の島１条７丁目10番１号　中の島カサデューク77―202号
債務者　今村千づる
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４１６号
札幌市西区二十四軒３条５丁目２番５―401号
債務者　吉川　明菜（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９号
山形県酒田市駅東２丁目５番地の１　美裏マンション11号、前住所山形県東田川郡庄内町清川字下川原14番地
債務者　佐藤　　庸
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第１２号
福島県会津若松市大町２丁目10番11号、住民票上の住所福島県会津若松市蚕養町５番28号
債務者　外山理恵子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係